

Endo International, plc の無担保債権者正式委員会

受取人： オピオイド債権を除く Endo International plc の一般無担保債権の所有者全員及びその関連債務者(以下、「**債務者**」)

差出人： Endo International plc の無担保債権者正式委員会(以下、「**債権者委員会**」)

Endo の 連邦倒産法第 11 章の件に定められた債権者委員会及び第 11 章関連債務者(まとめて「Endo」)は、オピオイド債権者を除く全無担保債権者の権益を代表します。本通知書は一部期限及び Endo 倒産の件においてあなたの権限に影響があり得るその他重要事項についてお知らせするために送付されました。

Endo に対する損害賠償請求をお考えの方は、同封の請求様式を記入し、記載の指示の通り様式を返付してください。債権届出の提出期限は2023年7月7日(以下、「**期限日**」)です。期限日の命令に規定されている場合を除き【**事件 整理番号1767**】(証券所有者個人は個人の債権届出の提出を必要としないことを含み)、¹ 期限日までに適時債権届出を提出できない場合は、請求のいかなる約因も受領できません。

ご存知の通り、債権者委員会は以前、概ね全債務者の資産売却用入札手続きの承認を求める Endo の動議への異議申し立て書を提出しました。その動議に従い、Endo は倒産申し立て前の第一先取特権債権者の一部による「**当て馬**」債権入札の承認を求めました。調停中、債権者委員会は、数ある中から債務者の入札手続き動議及び債権者委員会が進めたその他訴訟への異議申し立ての和解に至り、倒産申し立て前の第一先取特権債権者に対する手続き中でした。第一先取特権債権者との和解の一環として、Endo は資産の売却用入札手続きの承認を要求し、獲得しました。手続きでその他入札者が出なかった場合は、隠蔽入札が優勢入札として選定されると予想されます。

和解案や債務者のリストラウェブサイト(: <https://restructuring.ra.kroll.com/endo/Home-DocketInfo> 【Dkt. No. 1505】)で確認可能な詳細により、隠蔽入札が優勢入札として選定される場合は、信託(あるいは複数の信託)が設立され、隠蔽入札者から信託への関与を決定したオピオイド債権者を除く現在の一部一般無担保債権者に設けられた約因が提供されると考えられます。当該約因は現金、株、隠蔽入札者の株式の購入の新株予約権無償割当参加機会(以下、「**新株予約権無償割当**」)、及び 隠蔽入札者により獲得された、かつや信託へ寄稿した一部訴訟損害賠償請求及び保険に係る権利から成ります。隠蔽入札者から信託へ提供された約因の分配は、数ある中から、債権者委員会により判断されたオピオイド債権者を除く一部一般無担保債権者の間で約因配当に応じて決定されます。信託へ分配される約因に関するさらなる詳細や一部約因の受領及び信託への関与への一定要件は、最終決定後、以下に記載の債権者委員会のウェブサイト上でご確認頂けるようになります。

同封された潜在的新株予約権無償割当に関する通知書についてのさらなる詳細に規定の通り、新株予約権無償割当への関与の機会が最終的にあり得る債権者の種類は決定されております。

¹ 期限日令 115(n)をご参照ください。

せん。(また、上記参照の債権者委員会により決定される配当との関連において決定されます。) 如何なる場合でも、連邦証券法に定義されている条件であるため「適格投資家」又は「適格機関投資家」に当たる債権者のみ該当証券法に従い新株予約権無償割当に関与可能です。新株予約権無償割当へ関与し得る機会を保持したい場合は、当該機会が提供される場合、**潜在的新株予約権無償割当の機会に関する通知書の該当するボックスにチェックマークを入れ権届出とともに2023年5月15日までにご提出ください**。本通知書、潜在的新株予約権無償割当に関する通知書や債権届出に記載の内容は、いかなる個人にもその個人に新株予約権無償割当へ最終的に関与する機会が与えられると解釈されるべきではありません。

オピオイド債権者を除く無担保債権者信託の設立と実施、オピオイド債権者を除く無担保債権者間の約因の配当、新株予約権無償割当の実施及び新株予約権無償割当の管理手続きに関する最終合意文書は、未だ検討中で債権者委員会の判断対象であり、売却には倒産裁判所の承認が未だ必要とされます。ただし、売却が隠蔽入札者により達成される場合は、以下に規定の場合を除く。

- ・ 債権届出を期限日である2023年7月7日までに適時提出した債権者のみ、即ち**自発的 GUC 債権者信託文書に記載のあらゆる点で信託関与の要件に準拠した対象が信託から約因を受領できます**; 及び
- ・ 債権届出を潜在的新株予約権無償割当に関する通知書とともに2023年5月15日までに適時提出した債権者のみが新株予約権無償割当へ潜在的に関与する権利を最終的に保持する機会が得られた場合そうします。

2023年5月15日の期日は、新株予約権無償割当関与の可能性保持に関してのみ適用され、和解の下債権者が受領するその他約因に関しては適用されないことをご了承ください。また、請求によって新株予約権無償割当関与の機会の最終的な保持は保障されないことをご了承ください。

その他条項は、信託からの分配の受領や新株予約権無償割当関与に適用可能です。詳細は、<https://cases.ra.kroll.com/EndoCreditorsCommittee>にある債権者委員会のウェブサイトでご覧頂けるようになります。

添付の債権届出提出期限に係る通知書(「一般期限日までの提出不要な債権届出」¶15(n)をご参照ください。)に記載の通り、債務者により発行された無担保社債券²及び第二先取特権

² 「無担保社債券」とは、(a) 2014年6月30日付けで当事者らが発行者ら、かつ相互保証人である Endo Finance LLC 及び Endo Finco Inc.並びに受託者である U.S. Bank, National Association 間で交わされた一部証書、(b) 2015年1月27日付けで当事者らが発行者ら、かつ相互保証人である Endo Limited、Endo Finance LLC、及び Endo Finco Inc.並びに受託者である UMB Bank, National Association 間で交わされた一部証書、(c) 2015年7月9日付けで当事者らが発行者ら、かつ相互保証人である Endo Limited、Endo Finance LLC 及び Endo Finco Inc.並びに受託者である UMB Bank, National Association 間で交わされた一部証書、又は(d) 2020年6月16日付けで当事者らが発行者ら、かつ相互保証人である Endo Designated Activity Company、Endo Finance LLC 及び Endo Finco Inc.並びに受託者である U.S. Bank, National Association 間で交わされた一部証書に準拠し発行されたすべての社債券を意味します。

社債券³の所有者(「証券所有者」)に、元金や利息、報酬、出費やその他無担保社債券又は第二先取特権社債券による全負債額の返済に専ら関連する請求用債権届出の提出は、社債発行を管理している債権届出は該当信託証書受託者により提出されるため、必要ありません。特に、証券保有者は新株予約権無償割当関与に債権届出の提出が必要なく、新株予約権無償割当に関し別の連絡を受けます。

本通知書に関するお問い合わせや Endo の倒産に関するその他お問い合わせは endocreditorinfo@kramerlevin.com まで債権者委員会にご連絡ください。また、今後における債権者委員会からの連絡の簡易化のため、電子メールにて引き続きあなた(及び／又は弁護士)と対応可能にする債権届出様式の第一部問6(六)のボックスには是非チェックマークを入れてください。(また、あなたの及び／又は弁護士のメールアドレスを記入してください。)

どうぞよろしくお願い致します。

Kramer Levin Naftalis & Frankel
Endo International plc 等の無担保債権者
の正式委員会弁護士

³ 「第二先取特権社債券」とは、2020年6月16日付けで当事者らが発行者ら、かつ相互保証人である Endo Designated Activity Company、Endo Finance LLC 及び Endo Finco Inc.並びに受託者である Wilmington Savings Fund Society, FSB 間で交わされた一部証書に準拠し発行されたすべての社債券を意味します。

潜在的新株予約権無償割当に関する通知書

受取人： オピオイド債権を除く Endo International plc の一般無担保債権の所有者全員及びその関連債務者（以下、「債務者」）

差出人： Endo International plc の無担保債権者正式委員会（以下、「債権者委員会」）

日付： 2023年4月24日

本通知書（以下、「通知書」）は、債権届出を提出する Endo International plc の一部無担保債権者及び関連債務者（オピオイド債権者を除く）に開放され得る潜在的新株予約権無償割当に関連のある方に送付されております。債権届出様式は本通知書に添付されています。無担保社債券又は第二先取特権社債券の所有者（以下に定義の通り）でない場合は、本通知書と債権届出様式を記入し2023年5月15日までに返付しない限り新株予約権無償割当に関与できません。新株予約権無償割当への関与は進行中である委員会の中での配当に関する協議に引き続き従いますが、本通知書の受領や記入済みの様式の返付は、新株予約権無償割当関与の機会が最終的に与えられるとは解釈されません。

新株予約権無償割当

債務者の入札手続きにより意図された隠蔽入札が最終的に達成される場合、債務者の資産を得る組織の平等性のため、（関与に係る権利がまだ決定されていない）オピオイド債権者を除く一部一般無担保債権者が新株予約権無償割当（以下、「新株予約権無償割当」）への関与の機会が与えられると現時点では予定されています。競売手続き及び裁判所の承認に応じて決定される、意図された購入が達成されない場合は、新株予約権無償割当の停止が見込まれます。新株予約権無償割当の詳細は、<https://cases.ra.kroll.com/EndoCreditorsCommittee> でご確認頂けます。

一部債権者及び関与の権利書に関する基準を含む新株予約権無償割当の完全規約は未だ決定されておらず、最終的に関与の機会を有しない場合があります。ただし、新株予約権無償割当への潜在的な関与の機会保持を望む債権者は必ず以下の条件を満たさなければいけません。

- 改正後の1933の証券法（以下、「証券法」）に基づく Regulation D（規制 D）の規則501に定義されている「適格投資家」又は証券法に基づき公布された規則144A に定義されている「適格機関投資家」であること。
- 債権届出様式に添付の指示に従いながら2023年5月15日以降に送付されないように、記入済の本通知書を債権届出様式とともに提出すること。

「適格投資家」の定義は添付の別紙 A1に、「適格機関投資家」の定義は添付の別紙 A2に記載されます。

必須事項

新株予約権無償割当への関与機会を有する債権者に分類されるとその後決定され、その新株予約権無償割当への潜在的な関与の機会の保持を望む場合は、次のことを行ってください。

- 該当するボックスにチェックマークを入れ、適格投資家又は適格機関投資家であると示す。
- 適格投資家である場合は、自分の満たす適格投資家の定義の分類を別紙 A1の該当するボックスにチェックマークを入れて示す。
- 適格機関投資家である場合は、自分の満たす適格機関投資家の定義の分類を別紙 A2の該当するボックスにチェックマークを入れて示す。
- 以下のスペースに債権者情報を記入する。
- 本通知書の以下のスペースに署名及びその日付を記入する。
- **遅くとも2023年5月15日までに本通知書を債権届出様式とともに返付する。**

本件に関して何も決定されていませんが、適格投資家又は適格機関投資家ではない債権者で、そうでなければ新株予約権無償割当に関与し得た種類の債権者は、信託から関与に係る権利の代わりに現金を受領する場合があります。適格投資家又は適格機関投資家ではない債権者用のボックスにチェックされる方は、新株予約権無償割当に関与する資格があると最終的に判断され、かつ当該現金が支給される場合、当該現金を受領する権利を保持します。ただし、当該ボックスにチェックマークを入れた場合も、新株予約権無償割当関連の現金が支払われる保障や新株予約権無償割当関与の権利保障はありません。

新株予約権無償割当関与の機会の提供が決定され、当該指示に従った場合は、後日関与手続きに関する追加情報を受け取ります。

その他

以下の点をご理解ください。

- これは如何なる有価証券の申し出でもなく、新株予約権無償割当で発行される有価証券を含む如何なる有価証券の購入勧誘でもありません。
- 新株予約権無償割当の発生は保障されていません。
- 新株予約権無償割当が実際にあるとしても、新株予約権無償割当への関与機会がある保障はありません。
- 新株予約権無償割当が実際にある場合に関与する機会がある保障はありません。
- 本通知書に記載の内容は、オピオイド債権者を除く無担保債権者間の対価の配当の如何なる決定を偏見するものではありません。
- 上記の指示に従わない場合は、新株予約権無償割当に一切関与できません。

債務者により発行された無担保社債券¹又は第二先取特権社債券²に関連する債権を保有する債権者は、期限日令に従い債権届出の提出や、新株予約権無償割当関与のため本通知書の返付が不要で、新株予約権無償割当に関して個別の連絡を受け取りますのでご注意ください。

情報及び署名

新株予約権無償割当への潜在的関与の能力保持及びメールでの新株予約権無償割当に関する更なる情報の受信を望む方は、次の欄を記入し、該当する場合は関連する別紙の適切なボックスも含め、該当するボックスにチェックマークを入れてください。

- 債権者は「適格投資家」であり別紙 A1の適切なボックスにチェックしました。
- 債権者は「適格機関投資家」であり別紙 A2の該当するボックスにチェックマークを入れました。
- 債権者は「適格投資家」でも「適格機関投資家」でもありません。

債権者氏名: _____

債権者住所: _____

債権者メール: _____

署名: _____

氏名(プリント体): _____

肩書(該当する場合): _____

日付: _____

¹ 「無担保社債券」とは、(a)2014年6月30日付けで当事者らが発行者ら、かつ相互保証人である Endo Finance LLC 及び Endo Finco Inc.並びに受託者である U.S. Bank, National Association 間で交わされた一部証書、(b)2015年1月27日付けで当事者らが発行者ら、かつ相互保証人である Endo Limited、Endo Finance LLC、及び Endo Finco Inc.並びに受託者である UMB Bank, National Association 間で交わされた一部証書、(c)2015年7月9日付けで当事者らが発行者ら、かつ相互保証人である Endo Limited、Endo Finance LLC 及び Endo Finco Inc.並びに受託者である UMB Bank, National Association 間で交わされた一部証書、又は(d)2020年6月16日付けで当事者らが発行者ら、かつ相互保証人である Endo Designated Activity Company、Endo Finance LLC 及び Endo Finco Inc.並びに受託者である U.S. Bank, National Association 間で交わされた一部証書に準拠し発行されたすべての社債券を意味します。

² 「第二先取特権社債券」とは、2020年6月16日付けで当事者らが発行者ら、かつ相互保証人である Endo Designated Activity Company、Endo Finance LLC 及び Endo Finco Inc.並びに受託者である Wilmington Savings Fund Society, FSB 間で交わされた一部証書に準拠し発行されたすべての社債券を意味します。

別紙 A1

適格投資家

「適格投資家」とは、以下区分のいずれかに該当する者を指す（該当するボックスにチェックマークを入れる）:

(1) 改正後の1933年証券法（以下、「証券法」）第3(a)(2)項に定義される銀行、または個人か受託者かの立場で行動するかどうかに関わらず、証券法第3(a)(5)(A)項に定義される貯蓄貸付組合あるいはその他の機関、改正後の1934年証券取引所法（以下、「取引所法」）第15条に従って登録された仲介業者やディーラー、証券法第2(a)(13)項で定義される保険会社、改正後の1940年投資会社法（以下、「投資会社法」）の下に登録された投資会社あるいは同法の第2(a)(48)項に定義されるビジネス開発会社、改正後の1958年中小企業投資法の第301(c)または(d)項の下に米国中小企業庁のライセンスを発行されている中小企業投資会社、州やその政治区分、またはその州や政治区分の組織や代行機関が、職員の利益のために制定および維持するプランで、その総資産が500万ドルを超えるもの、改正後の1974年従業員退職所得保証法（以下、「エリサ法」）の範囲の従業員給付制度において、同法第3(21)項の定義により銀行、貯蓄貸付組合、保険会社、登録済みの投資顧問のいずれかのプラン受託者によって投資決定がなされたもの、従業員給付制度の総資産が500万ドルを超えるもの、あるいは自律型プランの場合、適格投資家のみによって投資決定がなされるもの。

(2) 改正後の1940年投資顧問法（以下、「投資顧問法」）第202(a)(22)項に定義される民間のビジネス開発会社。

(3) 内国歳入法第501(c)(3)項に記載の組織、法人、マサチューセッツ州あるいは類似のビジネス信託、パートナーシップ、提供される有価証券の取得を特定の目的として設立されたものではなく、総資産が500万ドルを超えるもの。

(4) 提供または販売される有価証券の発行者の取締役、役員または無限責任パートナー、あるいはその発行者の無限責任パートナーの取締役、役員または無限責任パートナー。

(5) 個人の純資産または配偶者との共同純資産が100万ドルを超える自然人。

(i) 以下の(5)(ii)項に定める場合を除き、この(5)項に基づく純資産の計算を目的とする:(A)当人の主な居住地は資産として含まれないものとする。(B)当人の主な居住地により担保された債務で、有価証券売却時の当該居住地の推定公正市場価格までのものは、負債として含めてはならない(ただし、当該居住地の取得結果以外に、有価証券売却時の未払債務額が、売却 60 日前の未払債務額を超えた場合、その超過額は負債として含まれるものとする)。(C)当人の主な居住地により担保された債務で、有価証券売却時に当該居住地の推定公正市場価格を超えるものは、負債として含まれるものとする。

(ii) 以下の場合、この条の(5)(i)項は当該有価証券を購入する権利に従った有価証券の購入に関連する純資産の計算に適用されないものとする:(A)当該権利を当人が2010年7月20日に保有していた場合。(B)当該権利を取得した時点で当人が純資産に基づき適格投資家であった場合、および(C)当人が2010年7月20日に当該権利以外で同じ発行者の有価証券を保有していた場合。

- (6) 直近2年間の各年度の個人所得が20万ドルを超えているか、配偶者との共同所得が30万ドルを超えており、今年も同じ所得水準に達すると合理的に予測される自然人。
- (7) 提供される有価証券の取得を特定の目的として設立されたものではなく、証券法の規則506(b)(2)(ii)に記載される専門知識を持つ人物によって購入が指示された、総資産が500万ドルを超える信託。
- (8) 株式所有者が全員適格投資家である組織。

別紙 A2

適格機関投資家

「適格機関投資家」とは以下を意味する(該当するボックスにチェックマークを入れる)する):

- (1) 以下のいずれかに該当し、それ自体のアカウントまたは他の適格機関投資家のアカウントを扱い、主体と関連しない発行者の総額1億ドル以上の有価証券を所有し、裁量により投資する組織:
- (a) 証券法第 2(a)(13)項に定義される保険会社;
 - (b) 投資会社法によって登録している投資会社、またはその他投資会社法第 2(a)(48)項に定義されるビジネス開発会社;
 - (c) 改正後の 1958 年小企業投資法の第 301(c)または(d)項、連邦中小企業庁にライセンスを発行されている小企業投資会社;
 - (d) 職員のために州、その政治区分、または州またはその政治区分の組織または代行機関によって設立または維持されるプラン;
 - (e) ERISA 第 I 編の意味するところによる従業員のベネフィットプラン;
 - (f) 参加者として個人の定年退職アカウントまたは H.R.10 によるプランを含む信託資本以外で、管財人が銀行または信託会社で参加者は排他的に上記(1)(d)または(e)項で認識されるタイプのプランである信託ファンド;
 - (g) 投資アドバイザー法第 202(a)(22)項に定義されるビジネス開発会社;
 - (h) 内国歳入法第 501(c)(3)項に記載される組織、(証券法第 3(a)(2)項に定義される銀行または貯蓄貸付組合または証券法第 3(a)(5)(A)項に言及される他の機関または外国の銀行または貯蓄貸付組合または同等の機関以外の)企業、パートナーシップ、またはマサチューセッツ州または同様のビジネス信託; 及び
 - (i) 投資顧問法で登録している投資アドバイザー;
- (2) 証券取引法第 15 条に従って登録し、自身または他の適格機関投資家のアカウントのために、ディーラーとは関連を持たない発行者の総額 1,000 万ドル以上の有価証券を所有するディーラー、ただしディーラーが公募の参加者として持つ未売却の割当または新株引受金の全部または一部をなす有価証券は当該ディーラーが所有しているとはみなされないものとする;
- (3) 証券取引法第 15 条により登録されており適格機関投資家のためにリスクのない自己売買業務を行うディーラー;
- (4) 投資会社法により登録しており、投資会社または投資会社グループの一部の発行者以外の発行者の有価証券総額1億ドル以上を所有する投資会社グループの一部で自己のアカウントまたはその他の適格機関投資家のアカウントを扱う投資会社。「投資会社グループ」とは投資会社法で登録している二社以上の投資会社で、以下の条件で、資産が登録している投資会社一社以上の株式のみであり、同一の投資アドバイザー(または単位型投資信託の場合、同一の預金者)を持つ単位型投資信託を除く:

(a)(投資会社法の規則 18f-2 で定義される)一連の会社の各グループは別箇の投資会社としてみなされるものとする; 及び

(b)アドバイザー(または預金者)が同一親会社に過半数所有される子会社である場合、またはある投資会社のアドバイザー(または預金者)が他の投資会社のアドバイザー(または預金者)に過半数所有される子会社の場合、投資会社は同一のアドバイザー(または預金者)を持つと見なされるものとする;

□ (5) 適格機関投資家のすべての株式所有者が自身のアカウント又は他の適格機関投資家のアカウントを扱う組織; 及び

□ (6) 証券法第 3(a)(2)項に定義される銀行、または貯蓄貸付組合、または証券法第 3(a)(5)(A)項に言及される他の機関または外国の銀行または貯蓄貸付組合または同等の機関で自己のアカウントまたは他の適格機関投資家のアカウントを扱っており、関連しない発行者の有価証券総額1億ドル以上を所有し裁量により投資し、米国銀行または貯蓄貸付組合の場合は規定上売却日から16カ月以内、及び外国の銀行または貯蓄貸付組合または同様の機関では当該売却日から18カ月以内の時点で最新の年次財務諸表に立証されるように監査による純資産が2500万ドル以上のもの。

上記の定義において:

(1) 組織が所有し裁量により投資する有価証券総額を判断する際に、以下の証書や利権は除外されるものとする: 銀行での預金票や CD; 貸付参加; 現先取引; 所有しているが現先取引の対象となる有価証券; 及び通貨、金利、及び商品スワップ。

(2) 組織が所有し、裁量により投資する有価証券の総額は当該有価証券の原価とするが、組織が有価証券の保持額を相場価値にて財務諸表に報告しており、それら有価証券の原価について最新の情報が発表されていない場合を除く。後者の場合、上記の定義においては市場価格により価値が評価されてよい。

(3) 組織が所有し裁量により投資する有価証券の総額を判断する際に、通常許容されている会計理論に従って作成された財務諸表で組織の連結財務諸表に統合されている子会社が所有する有価証券は、当該子会社の投資が組織の指示により管理されている場合は含まれてもよいが、組織が証券取引法第13又は15(d)項による報告会社でなければ、組織自体が別の企業の連結財務諸表に含まれる過半数所有された子会社の場合は当該子会社の有価証券を含めることはできない。

(4) 「リスクのない自己売買業務」とは、ディーラーが他の人から有価証券を購入し、同時に適格機関投資家のためにリスクのない自己売買業務を行っている別のディーラーを含めた適格機関投資家に、当該有価証券を相殺する売却を行う取引を意味する。